

# このガイドブックをつくった理由

## ✿家庭教育はとても大切

家庭教育は、父母その他の保護者が、子どもに対して行う教育です。家庭教育は、乳幼児期からの愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上での重要な役割を担っています。

## ✿現代の危機的な家庭教育事情

社会の急速な変化により家庭や地域の環境も変わり、今までの家庭教育をそのまま進めることが困難な家庭が多くなっています。

子育てについての不安や孤立を感じていたり、子育ての放任や過保護、虐待等により、基本的な生活習慣や社会性・自立心の育成に課題を抱えていたりする家庭もあります。



## ✿家庭教育支援の必要性

このような家庭教育の危機的な現状をふまえ、平成18年の教育基本法の改正により、下記のように新しく「家庭教育」や「学校・家庭・地域の連携協力」に関する条文が規定されました。

### ○教育基本法

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

また、第2期教育振興基本計画では、学習機会を提供する多様な場の一つとして、親とつながりやすい学校という場があげられています。

### ○第2期教育振興基本計画(基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実)

【基本的考え方】

「…地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。」

【主な取組】

- 家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。
- さらに、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTA等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。

「第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)より引用」

## ＊保護者は情報を求めています

子育てに関し、保護者がほしいと思っている情報

### 第1位 「子どものしつけや教育」

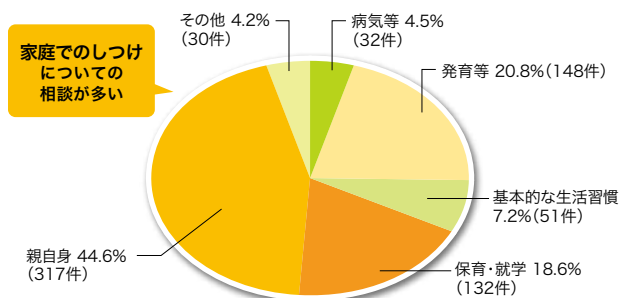
第2位「子どものけがや病気」

第3位「子どもの発育や発達」

第4位「子どもの遊び場について」

「子ども・子育て支援に関する県民ニーズ調査」(平成25年度)

相談内容(合計710件)



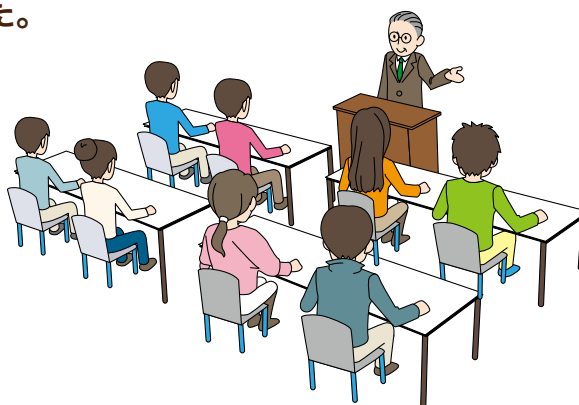
家庭教育・子育て電話相談「すこやかコール」(平成26年度)

子どもの健やかな成長のためには、保護者が家庭での教育やしつけについて学んでいく必要があります。

## ＊学校からの家庭教育に関する情報提供

日常的に子どもや保護者と接している学校では、これまでも様々な場面で、家庭教育に関する情報を提供してきました。

- ◆就学時健康診断
- ◆入学説明会などの機会を活用
- ◆学力向上
- ◆基本的な生活習慣
- ◆健康・安全
- ◆生徒指導などに関連した情報



学校と家庭が連携・協力して子どもを育てていくためにも、学校から家庭に情報提供し、共通理解を図ることが重要です。

そこで、新潟県教育委員会では、保護者への情報提供に役立つ「家庭教育支援ガイドブック」を作成しました。コピーやダウンロードをして、手軽に配付できる保護者向けの啓発資料のほか、参加型家庭教育講座プログラム例や小学校での活用事例を掲載しています。

PTA等と連携した活動はもちろん、様々な機会でも、ぜひご活用ください。

[新潟県 家庭教育支援ガイドブック](#) [検索](#)

このガイドブックが保護者とのより良い信頼関係を築いていくきっかけとなり、すべての保護者の学びにつながることを期待しています。